

第162号議案

島根県附属機関設置条例及びふるさと島根の景観づくり条例の一部を改正する条例

(島根県附属機関設置条例の一部改正)

第1条 島根県附属機関設置条例(昭和43年島根県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部島根県屋外広告物審議会の項を削る。

(ふるさと島根の景観づくり条例の一部改正)

第2条 ふるさと島根の景観づくり条例(平成3年島根県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「景観形成」の次に「及び屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物(次項において「屋外広告物」という。)」を加える。

第30条第3項中「景観形成」の次に「及び屋外広告物」を加える。

附 則

この条例は、平成22年2月1日から施行する。